日中サービス支援型共同生活援助における市町村協議会等への報告フロー図
（市町村の自立支援協議会等用）

①	地方公共団体が設置する協議会等（※１）へ実施状況の報告	事業所が所在する市町村協議会等に市町村協議会等等が別に定める期日までに提出。 なお1回目は指定後１年以内とし、以後は1年毎の提出とする。

※１法第89条の３第１項に規定する協議会又はその他の都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下、市町村協議会等）
※２提出書類は以下のとおりとする。
・「日中サービス支援型共同生活援助における協議会等への報告書(事業者用)」（第1号様式）
・「報告・評価シート」（第2号様式）
上記提出様式は、千葉県ＨＰに掲載されています。
※３知事が必要と認める場合には、別紙フロー図「知事が認める場合における新規指定申請にあたって」の対応となります。

⬇

②	市町村協議会等による評価・助言・要望	各市町村協議会等が「報告・評価シート」に基づき、評価を行い、必要に応じ事業所に助言・要望等の通知を行う。

⬇

③	県協議会へ評価等の取りまとめ結果の報告	市町村協議会等は県協議会に「報告書（市町村用）」を提出。 ※提出時期は、12月末日までとする。

⬇

④	県協議会による市町村協議会等への助言等	県協議会は市町村協議会等に対して、必要に応じて助言等を行う。

⬇

⑤	次回以降の指導・評価に向けた資質向上	市町村協議会等は県協議会の助言等を参考に、次回以降の事業所の評価・助言等における全体的な資質向上に努める。